政策整理番号	3

評価シート(B)

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部青少年課 保健福祉部障害福祉課	関係部課室	

政策番号	1 － 1 － 3	政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
施策番号	7	施策名	青少年の健全育成

A－3－1　施策の有効性：規則§6①3号

有効　概ね有効　課題有

【政策評価指標達成状況から】　有効
・指標名：引きこもり支援機関の設置数　　達成度　A
・（達成状況の背景）H16年度より、各保健福祉事務所で、「引きこもり相談の窓口」を設置したため目標値を達成したものである。
・（達成度から見た有効性）県保健福祉事務所（7箇所）で「引きこもり」を専門とする相談窓口を設けたことにより政策評価指標の目標値は達成しており、施策の効果を認めることができる。
・指標名：青少年育成市区町村民会議の設置率　　達成度　・・・
・H17年度に設定した指標であり，今回は初年度にあたるため，達成度は判定できない。
【県民満足度(政策)の推移から】　概ね有効
・H17年度の政策満足度(中央値)は50点と，ある程度満足している状況となっているため，政策に対する施策の効果は一定程度確認することができる。
【社会経済情勢を示すデータの推移から】　有効
・H16年度から引きこもり相談窓口を増設したことに伴い，引きこもりに関する相談実件数がH15からH17にかけて61件と大幅に増加している。

【総括】
・政策評価指標が目標値を達成していること及び社会経済情勢を示すデータに明確な改善傾向が見られることから，当該施策は政策に有効に機能していることが確認できる。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	社会的引きこもり社会復帰支援事業	6		
2	主	青少年専門員設置事業(再掲)	7		
3		青少年育成県民運動推進事業	8		
4		青少年育成環境浄化事業	9		
5			10		

主：宮城県総合計画第Ⅱ期実施計画に掲載されている「主要事業」　重：重点事業のうち主要事業以外の事業

B－1　施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性：規則§6②1号，4号

適切　**概ね適切**　課題有

【国，市町村，民間団体との役割分担】　概ね適切
・（国）「(社)青少年育成国民会議」が青少年育成のための全国的な運動推進の中核団体として活動するのを補助している。
・（県）国民会議と連携して，県段階での青少年健全育成を推進する目的で設立された「青少年のための宮城県民会議」を補助・指導している。
・（市町村）平成17年3月現在で50市区町村において「青少年育成市区町村民会議」が組織され，地域に根ざした育成活動を推進している。
・（民間団体）青少年育成運動の推進母体として，国レベルで「(社)青少年育成国民会議」が，県レベルで「青少年のための宮城県民会議」が，市町村レベルで「青少年育成市区町村民会議」が設立され，活動している。
・青少年の健全育成を図るためには「青少年は地域で育む」との視点が重要であり，多様な主体(地域，家庭，学校等)との連携のもと県が関与し，事業を推進していく必要がある。
・また，有害環境の浄化には，県警との緊密な連携のもと健全育成条例の適正・効果的な運用を図ることが不可欠であり，県の関与は妥当である。
【施策目的を踏まえた事業か】　概ね適切
・全ての青少年が健全に成長する環境整備を促進するため、青少年専門相談員の設置、有害環境の浄化、啓蒙普及活動、社会問題化している引きこもり者に対する社会復帰支援事業等多種多様な事業を総合的に推進することは、本施策目的を実現するために必要と判断される。
【事業間で重複や矛盾がないか】　概ね適切
・目的、対象者に応じ事業が適切に設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。
【社会経済情勢に適応した事業か】　概ね適切
・家庭や社会の変容に伴って子どもの多様な体験や交流機会が不足していること，情報化の進展に伴い有害情報への接触が容易になったこと，大人社会の価値観がゆらいでいることなどを反映して，青少年の非行が深刻化している。
・加えて，普通の子の「いきなり」型の非行も増加していることから，いわゆる非行対策ではなく，「青少年は地域で育む」という視点から，地域・家庭・学校・育成団体等と連携した健全育成施策を展開する必要がある。
・また，思春期及び思春期を過ぎた若者の「社会的引きこもり」は深刻な社会問題となっており、その支援体制の充実を図っていくことは喫緊の課題である。
【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】（→事業の必要性）　概ね適切
・施策重視度は80と高いにも関わらず、施策満足度は50と低調であり、その乖離度は30と高い。
・よって、事業の必要性は高いと判断でき、各事業の推進が必要であると言える。

【総括】
・施策目的，県の役割分担，事業体系，社会経済情勢等から判断して，本施策における県の関与は適切であり，事業群の設定は妥当であると判断される。

評価シート(B)

政策整理番号	3

施策番号	7	施策名	青少年の健全育成

B－２　事業群の有効性：規則§６②２号

有効　**概ね有効**　課題有

【施策満足度から】　概ね有効
・H17年度の県民満足度調査における施策満足度(中央値)がほぼ他施策並みの50点，「満足度60点以上の回答者割合」は41.9%と平均以上であることから，本施策を構成する事業群は概ね有効であると判断される。
【政策評価指標達成状況から】　有効　　「政策評価指標分析カード（4）ア」から抜粋
・H16年度より，各保健福祉事務所で「引きこもり相談の窓口」を設置したため，目標値を達成している。
【社会経済情勢を示すデータの推移から】　概ね有効
・県内においては，刑法犯少年数が大幅に減少しており，全刑法犯に占める割合は，平成15年に25年ぶりに20歳未満の「少年」が成人を下回り，平成17年には31.8%となった。また，県内で平成17年に万引きで検挙・補導された少年は673人で，前年に比べ372人(35.6%)と大幅に減少した。
・全国的には引きこもり者による重大事件が多発しているが，本県において大きな事件・事故は報告されていない。
・こうした傾向は，少子化で青少年の絶対数が減少していることも影響していると思われるが，引きこもり者に対する相談窓口の増設や青少年健全育成条例の適切な運用など青少年が健全に育成できる環境づくりに努力した成果の一端とも考えられる。
【業績指標推移から】　概ね有効
・社会的引きこもり社会復帰支援事業は，H16年度から新たに引きこもり相談窓口を各保健福祉事務所に設置したことに伴い，業績指標が大幅に増加した。
・青少年専門員設置事業等の業績指標は、前年ベースで推移している。
【成果指標推移から】　概ね有効
・社会的引きこもり社会復帰支援事業は，各圏域ごとに相談窓口が整備されたことに伴って，相談実人数が着実に増加している。
・青少年専門員設置事業等の成果指標も，ほぼ堅調な増加傾向を示している。

【総括】
・H17年度から新たな政策評価指標を設定するとともに，業績指標，成果指標とも施策目的実現に向けた方向で推移しており，事業群は概ね有効であると判断できる。

B－３　事業群の効率性：規則§６②３号

効率的　**概ね効率的**　課題有

【政策評価指標達成度　⇔　業績指標・成果指標】　概ね効率的
・業績指標・成果指標は施策目的実現に向けた方向に推移し，また，政策評価指標も目標値を達成している状況にある。

【社会経済情勢データ　⇔　業績指標・成果指標】　概ね効率的
・当該事業群の業績指標及び成果指標は概ね横ばい若しくは増加傾向にあり，また，本県の非行少年等の検挙・補導人員がH17年に対前年で約22%の減少率を示したことなどから，事業群は概ね効率的と判断される。

【事業費に対する業績指標の割合（効率性指標）が適切か】　効率的
・各事業における効率性指標は概ね増加傾向にあり，中でも当該施策の中心的事業である社会的引きこもり社会復帰支援事業は，H17年度の事業費がH15年度の2.4倍であるのに対し，業績指標(引きこもり支援機関数)が4.5倍に増加していることから効率的であると言える。

【総括】
・事業群と施策満足度との相関に若干の課題がみられるものの，政策評価指標と業績・成果指標は施策の目指す方向へ推移しており，各事業も効率的に実施されたので，事業群は概ね効率的と判断する。

B　施策評価（総括）：規則§６②

適切　**概ね適切**　課題有

・事業群の設定，事業群の有効性，効率性から概ね適切であると判断できる。

政策整理番号	3

事業分析カード（業績）

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部青少年課 保健福祉部障害福祉課	関係部課室	
政策番号	1 － 1 － 3	政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり		
施策番号	7	施策名	青少年の健全育成		

活動（事業）／活動（事業）によりもたらされた結果

事業番号	事業名 ［担当課室名］	H17事業費（千円）	事業の対象 （誰・何を対象として、具体的に）	事業の手段（内容） （何をしたのか、具体的に）	業績指標名 （事業の活動量。「事業の手段」に対応）	H15	H16	H17
						事業費（千円）		
						効率性指標（3.5E-02は3.5×10⁻²）		
1	社会的引きこもり社会復帰支援事業 【障害福祉課】	4,364	社会的引きこもり者及び家族	・専門相談の実施 ・後援会、研修会の開催 ・ケア体制整備事業検討会の開催 ・地域における社会復帰支援活動の実施	支援機関設置数	2	9	9
						1,794	4,178	4,364
						1.1E-03	2.2E-03	2.1E-03
2	青少年専門員設置事業 【青少年課】	15,783	青少年及び一般県民	・少年の主張地区大会の開催 ・健全育成研修会の企画・実施 ・みやぎ青年育成推進事業 ・有害環境実態調査への協力 ・合併自治体における市区町村民会議設立支援	配置員数	8	8	8
						16,066	15,968	15,783
						5.0E-04	5.0E-04	5.1E-04
3	青少年育成県民運動推進事業 【青少年課】	5,741	青少年及び一般県民	・青少年育成推進(指導)員設置 ・少年の主張宮城県大会の開催 ・会員研修会の開催 ・健全育成県民のつどいの開催 ・家族の会話促進事業の実施 ・市区町村民会議の設置促進	県民会議事業費	10,773	9,719	9,402
						5,922	5,788	5,741
						1.8E+00	1.7E+00	1.6E+00
4	青少年育成環境浄化事業(健全育成条例運用事業) 【青少年課】	1,814	青少年	・有害図書の購入・指定(月1回) ・社会福祉審議会育成部会 ・立入調査員の指定・調査実施 ・青少年健全育成条例周知 ・条例改正説明会の実施	有害図書類購入数	455	326	372
						2,466	2,292	1,814
						1.8E-01	1.4E-01	2.1E-01
4	青少年育成環境浄化事業(健全育成啓発活動事業) 【青少年課】	1,360	青少年及び一般県民	・青少年健全育成県民総ぐるみ運動推進会議の開催 ・総ぐるみ運動啓発ポスター，チラシ等の作成・配布 ・環境浄化懇談会の開催	冊子・ﾎﾟｽﾀｰ発行部数	4,000	4,000	4,000
						1,535	1,513	1,360
						2.6E+00	2.6E+00	2.9E+00
4	青少年育成環境浄化事業(環境浄化モニター設置事業) 【青少年課】	2,482	青少年	・有害環境の実態把握と報告 ・県が指定する有害図書類の自販機収納状況の把握と報告 ・有害環境浄化活動とその啓発 ・ﾓﾆﾀｰ研修会の実施	モニター配置員数	112	112	112
						2,924	2,668	2,482
						3.8E-02	4.2E-02	4.5E-02
4	青少年育成環境浄化事業(有害環境実態調査事業-隔年実施) 【青少年課】	317	青少年	・県，警察，市町村，ﾓﾆﾀｰで構成された調査員2～3名を1組。 ・仙台市においては青少年指導ｾﾝﾀｰの協力，その他地域は各地方振興事務所単位で実施。 ・調査対象は，図書取扱店，ﾋﾞﾃﾞｵﾚﾝﾀﾙ店，図書類自動販売機及びﾊﾟｿｺﾝｿﾌﾄ取扱店など	調査実施店舗数	1,065		1,116
						367		317
						2.9E+00		3.5E+00
	【　】							
	【　】							
	【　】							
	【　】							
	【　】							
	事業費合計	31,861						

事業分析カード（成果）

政策整理番号 3

施策番号	7	施策名	青少年の健全育成

施策概要	青少年を取り巻く有害環境の浄化や非行防止の啓発に努めるとともに，県内各地で健全育成に関する講演会や少年の主張大会などを開催し、健全育成運動の普及・定着を図ります。

事業の目的（意図）（対象をどういう状態にしたのか）	成果指標名（事業の成果。「事業の目的」に対応）	H15	H16	H17	施策実現までの道筋（施策の実現にどのように結びついたか）
引きこもり状態にある者及び家族に対する相談及び地域支援	相談実件数	161	166	222	フリースペースの活動・通所者の分析及び相談等に携わる関係者等の理解を深めるとともに、各保健福祉事務所における相談支援体制を整備することにより、青少年の健全育成を図ります。
地域・家庭・学校が連携した青少年育成運動の活性化が図られるとともに，複数の合併市において市民会議が設立された。	少年の主張大会応募参加者数	24,011	45,992	49,074	各地方振興事務所ごとに青少年専門員を配置し，関係機関や団体等との連携を強化することにより，地域における青少年健全育成活動を活性化します。
地域・家庭・学校が連携した青少年育成運動の活性化が図られた。	青少年育成市区町村民会議設置率	65.8%	68.5%	70.0%	青少年育成に係る県民意識の啓発や，関係機関及び団体と連携して健全育成県民運動を展開している「青少年のための宮城県民会議」の事業を補助することにより，青少年の健全育成を図ります。
従来の規制(保護)に加えて，青少年の健全育成のための施策の策定・実施を掲げた青少年健全育成条例の適正かつ効果的な運用を図った。	有害図書類指定数	387	266	307	有害図書類の購入・指定を行うとともに，立入調査員の指定や調査を実施することにより，青少年健全育成条例の適正かつ効果的な運用を図ります。
青少年育成の関係機関・団体を中心に，県民運動として青少年を取り巻く有害環境の浄化，非行防止及び青少年育成意識の高揚に取り組んだ。	冊子・ポスターの読者数	4,000	4,000	4,000	県・市町村をはじめとする行政機関及び民間団体等が連携し，家庭・学校・地域・職場等において「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」を展開することにより，青少年を非行から守ります。
青少年に有害な興行・図書類・広告物・自動販売機等の実態把握に努めるとともに，有害環境の浄化活動を推進し，青少年の健全育成を図った。	通報率（通報数／はがき数）	39.0%	33.3%	38.1%	青少年環境浄化モニターの充実強化により，青少年の健全な育成を阻害すると認められる有害な図書類の販売実態を把握するとともに，有害環境の浄化活動を展開します。
青少年の健全な育成を阻害すると認められる図書取扱店・自動販売機等の有害環境を調査し，青少年健全育成条例の周知徹底と関係機関に対する指導助言を行い，青少年の健全育成を図った。	有害図書類の区分陳列の実施率	93.1%	／	91.8%	国の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」に合わせ，青少年を取り巻く有害な環境を調査し，青少年健全育成条例の周知徹底と関係業者等に対する指導助言を行い，さらに調査概要を報告書にまとめることにより，県民の有害環境浄化に対する意識啓発を促進します。

政策評価指標分析カード（整理番号1）

政策整理番号	3

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部青少年課 保健福祉部障害福祉課	関係部課室	
政策番号	1 － 1 － 3	政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり		
施策番号	7	施策名	青少年の健全育成		

（1） 政策評価指標の推移

政策評価指標名	単位
引きこもり支援機関の設置数	か所

目標値	難易度※	H17	4	☆	H22	7	☆

評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H13				H14	H15	H16	H17
現況値（達成度判定値）	0				2	2	9	9
仮目標値					1	2	3	4
達成度					A	A	A	A

※難易度：☆（トレンド型目標（実現が可能））, ☆☆（中間型目標（実現が困難））, ☆☆☆（チャレンジ型目標（実現がかなり困難））

政策評価指標値の推移（グラフ）

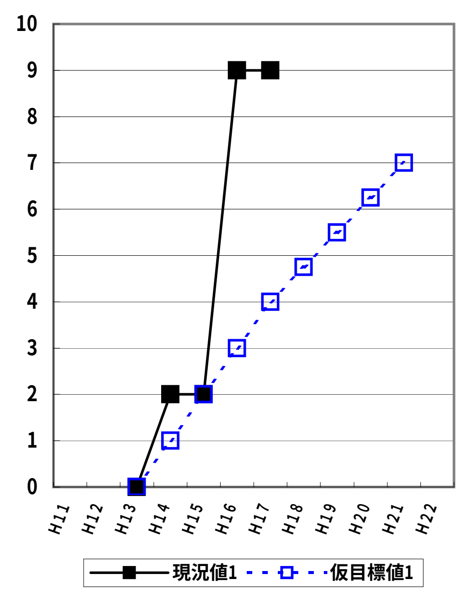

（2） 指標の選定理由

・社会的引きこもりの方への対応は，現時点では保健所，精神保健福祉センター等での一般的な精神保健福祉相談（思春期相談を含む。）で行っているが，「引きこもり」への対応方法が未確立であるという状況もあり，「引きこもり」に特化した対応を行っていないのが現状である。しかしながら，社会問題化している社会的引きこもりへの対応は，喫緊事であり，県内においてこれらの相談及び対応を行う機関の設置が必要である。

（3） 施策満足度の推移

年 度	H17
施策重視度（中央値、点）A	80
施策満足度（中央値、点） B	50
かい離 A-B	30
満足度60点以上の回答者割合(%)	41.9

参考：第2～4回の推移	H16	H15	H14				
施策重視度 A	80	80	80				
施策満足度 B	50	50	50				
かい離 A-B	30	30	30				
満足度60点以上の回答者割合	43.0	36.3	34.7				

※第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2～4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

（4） 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景（未達成の場合はその理由等）・今後の見通し

達成度：A
・H16年度より、各保健福祉事務所で、「引きこもり相談の窓口」を設置したため目標値を達成したものである。

・「引きこもり相談窓口」は継続して設置される予定であり、今後も目標値を達成していくものと思われる。

（5） 政策評価指標の妥当性の検証（総括）

存続	要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】
・県内において社会的引きこもりの方が社会復帰するための相談や対応を行う機関（引きこもり支援機関）が増加することは，すべての青少年が健全に成長できる環境づくりにつながることとなるため，本施策の指標を，引きこもり支援機関の設置数とすることは、一つの指標としては妥当と思われる。

政策評価指標分析カード（整理番号2）

政策整理番号	3

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部青少年課 保健福祉部障害福祉課	関係部課室	
政策番号	1 － 1 － 3	政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり		
施策番号	7	施策名	青少年の健全育成		

（1） 政策評価指標の推移

政策評価指標名	単位
青少年育成市区町村民会議の設置率	%

目標値	難易度※	H17	70	☆	H22	75	☆

評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H17			H13	H14	H15	H16	H17
現況値（達成度判定値）	70			60	64	66	68	70
仮目標値								
達成度								・・・

政策評価指標値の推移（グラフ）

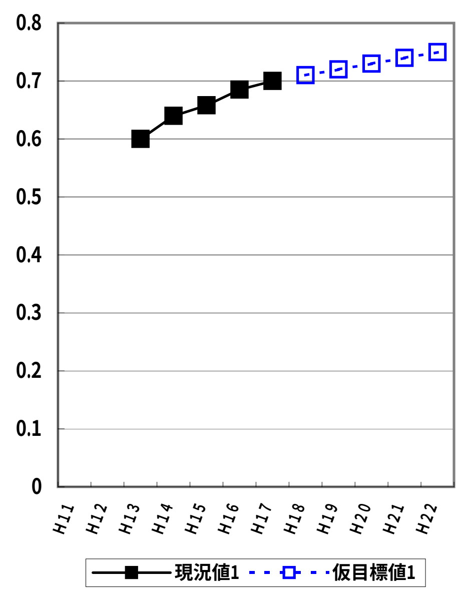

※難易度：☆（トレンド型目標（実現が可能））,☆☆（中間型目標（実現が困難））,☆☆☆（チャレンジ型目標（実現がかなり困難））

（2） 指標の選定理由

・“青少年は地域から育む”との考えにたち，「青少年のための宮城県民会議」を中心とした県民意識の普及・啓発や健全育成運動の活性化を推進するには，地域における育成活動の中核であり，県民会議の重要な構成要素でもある市区町村民会議の設置促進が不可欠である。
・育成活動の具体例①講演会②巡回指導③有害広告撤去④こども110番の家設置⑤合宿通学⑥ノーテレビ運動

（3） 施策満足度の推移

年 度	H17
施策重視度（中央値、点）A	80
施策満足度（中央値、点） B	50
かい離 A-B	30
満足度60点以上の回答者割合(%)	41.9

参考：第2～4回の推移	H16	H15	H14				
施策重視度 A	80	80	80				
施策満足度 B	50	50	50				
かい離 A-B	30	30	30				
満足度60点以上の回答者割合	43.0	36.3	34.7				

※第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2～4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

（4） 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景（未達成の場合はその理由等）・今後の見通し

達成度：・・・
・H17年度に設定した指標であり，今回は初年度にあたるため，達成度は判定不能である。

（5） 政策評価指標の妥当性の検証（総括）

存続	要検討

［施策の有効性を評価する上で適切な指標か］
・家庭や社会の変容に伴う青少年の非行の深刻化に対応するには，「青少年は地域で育む」との姿勢で地域・家庭・学校が連携した青少年健全育成施策を展開する必要があることから，地域における育成活動において中核的役割を果たす「青少年育成市区町村民会議」を設置している市区町村の割合を，「青少年の健全育成」という施策の評価指標の一つとして設定することは適切と思われる。

施策・事業展開シート（C）

政策整理番号	3

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部青少年課 保健福祉部障害福祉課	関係部課室	
政策番号	1 － 1 － 3	政策名	子どもを安心して生み育てることができる環境づくり		
施策番号	7	施策名	青少年の健全育成		

C－1　評価結果から抽出される課題と対応策

［政策評価］施策群設定の妥当性，施策群の有効性
・当該政策に係る施策群の設定は妥当，かつ施策群も有効と評価されることから，政策目的達成のため、引き続き当該施策群を実施していく必要がある。
［施策評価］事業群設定の妥当性，事業群の有効性，効率性
・事業群の設定、有効性、効率性はいづれも概ね適切と判断されるものの，H16年度の政策財政会議で悩みを抱えた青少年対策（性非行，不登校，ひきこもり等）の課題整理の必要性が指摘されたことから，昨年度から本年度にかけて開催中の青少年主要課連絡調整会議等において，従前施策の見落とし部分の把握と関係機関の連携強化のための新たな施策を提言すべく検討中である。

C－2　施策・事業の方向性

施策の次年度（H19年度）の方向性とその説明

方向性	**拡充**	維持	縮小

［方向性の理由］
・既存事業群の実施のみでは青少年行政の欠落部分の補完は困難との観点から，特に悩みを抱えた青少年対策において関係機関の連携強化に資する新事業の提言を検討していく。

［次年度の方向性］
・青少年主要課連絡調整会議等で提言される新たな青少年対策（性非行，不登校，ひきこもり等）を早急に事業化し，知事部局，教育庁及び警察本部の連携の下で重点的に実施することにより，政策財政会議の課題意識に応えていく。

主要事業・重点事業の次年度（H19年度）の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	社会的引きこもり社会復帰支援事業	4,364	維持	平成16年度より、各保健福祉事務所で「引きこもり相談窓口」を設置した。今後も引き続き当該事業を継続して実施していくことが必要である。
2	主	青少年専門員設置事業	15,783	維持	地域や家庭の教育力を高め，青少年の非行等の未然防止を図るとともに，地域に根ざした青少年の健全育成を推進するため，本事業を継続する。
3		青少年育成県民運動推進事業	5,741	維持	「青少年は地域社会から育む」という考えにたち，「青少年のための宮城県民会議」を中心として，青少年育成に係る県民意識の啓発や地域・家庭・学校が連携した健全育成運動の普及・定着化を推進する。
4		青少年育成環境浄化事業	5,972	維持	青少年健全育成条例の効果的運用を図るとともに，青少年環境浄化モニターの充実強化により，青少年を取り巻く有害な環境の浄化活動を展開する。また，青少年の非行等の問題行動を未然に防止するため，関係機関，団体，家庭，学校及び地域が一体となった健全育成県民総ぐるみ運動を推進する。
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
		合計	31,860		